

## 京都市告示第260号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第2項の規定による道路（昭和25年12月8日指定 京都府告示第820号）の指定の一部を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和5年8月3日

京都市長 門川大作

### 1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6064号	令和 5.7.26	メートル 4.000	メートル 36.420	京都市左京区下鴨蓼倉町29番3の一部、29番4の一部、29番5の一部、29番6の一部、29番8の一部	株式会社ゼロ・コーポレーション 代表取締役 菊本 雅幸

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)